

全栃木教職員組合規約

第1章 総則

第1条 (名称と所在地)

- 1 この組合は全栃木教職員組合（以下組合という）といい、略称を全教栃木という。
- 2 この組合は書記局を宇都宮市兵庫塚3丁目10番30号におく。

第2条 (目的)

この組合は、教職員の生活と権利、社会的地位向上のためにたたかうと同時に、教職員の果たすべき教育に対する責務の重大性を自覚して、常に民主教育の発展をめざして活動する。また、生活向上、平和と自由・民主主義の擁護、社会進歩のためにたたかう。

第3条 (事業)

この組合は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 教職員の勤務条件の維持改善、身分の確立に関すること。
- 2 教職員の学習、教育、文化、福利厚生・共済活動に関すること。
- 3 教職員の自主的な教育研究活動を促進すること。
- 4 機関紙誌の発行など宣伝活動を推進。
- 5 目的達成のため県教育委員会などとの交渉および必要な諸機関へ要請行動。
- 6 目的達成のため、他の教職員組合、労働組合、政党、その他の団体と協力。
- 7 その他目的達成に必要な事業。

第2章 組合員

第4条 この組合は、組合の目的に賛同する栃木県内の教職員と役員によって構成する。ただし、管理職員等とされる教職員はこの組合に加入することはできない。

第5条 この組合へ加入するとき、及び脱退するときは届を執行委員長に提出するものとする。

第6条 (権利)

- 1 組合員の権利は、すべてこの規約のもとに平等である。
- 2 組合員は、組合のすべての問題についての参与権、意見具申権、役員の選挙権、被選挙権をもつ。

第7条 (義務)

- 1 組合員は、この規約を守り、決定にもとづく行動の発展に努めなければならない。
- 2 組合員は、組合費その他の分担金を納入しなければならない。

第3章 組織

第8条 (支部)

この組合は、次の支部をおき、支部には分会を置くことができる。

- 1 那須支部
- 2 塩谷南那須支部
- 3 上都賀支部
- 4 宇河支部
- 5 芳賀支部
- 6 下都賀支部
- 7 安佐支部
- 8 足利支部
- 9 県立学校支部

第9条 (専門部)

この組合に、次の専門部をおく。

- 1 青年部
- 2 女性部
- 3 事務職員部
- 4 養護教員部
- 5 栄養職員部
- 6 障教部
- 7 再任用対策部

第10条 (問題別委員会)
この組合に、必要に応じて、問題別の委員会をおく。

第4章 機 関

第11条 (機関の成立要件と議決)
この組合の機関は構成員の三分の二以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成によって決定する。議決に当たっては民主的討議を保障し、全体の一致が得られるように努力する。

第12条 (機関の種類)
この組合に次の機関をおく。

1 大会 2 中央委員会 3 執行委員会

第13条 (大会)
1 大会は最高議決機関であり、年1回定期に開催し、執行委員長がこれを招集する。
2 中央委員会または執行委員会が必要と認めたとき、あるいは組合員の三分の1以上が開催を求めたときは、執行委員長は大会を招集しなければならない。
3 大会は、代議員及び役員で構成する。役員は議決に加わらない。
4 代議員は支部ごとに組合員10名に1名の割合で選出し、その端数が5名を超えるときは1名を加える。なお代議員の選出は支部組合員全員による直接無記名投票を行い、投票者の過半数で決定する。
5 大会は規約の改廃、上部団体への加入・脱退、この組合の解散、他の組合との統一について発議し、運動方針、予算・決算、その他の重要事項を決定する。
6 大会運営に必要な事項は別に定める。

第14条 (中央委員会)
1 中央委員会は大会に次ぐ決議機関で、年1回定期に開催し、執行委員長がこれを招集する。ただし、執行委員会が必要と認めたときには、臨時に開催することができる。
2 中央委員会は、中央委員及び役員で構成する。役員は議決に加わらない。
3 中央委員は支部ごとに組合員30名に1名の割合の割合で選出し、その端数が10名を超えるときは1名を加える。中央委員の選出は支部組合員全員による直接無記名投票を行い、投票者の過半数で決定する。
4 中央委員会は、当面の運動方針、規定、細則、追加・暫定予算、大会から委任された事項の決定、問題別委員会の設置、規約についての疑義の解釈を行う。
5 中央委員会運営に必要な事項は別に定める。

第15条 (執行委員会)
1 執行委員会は、正副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員で構成する執行機関で、大会、中央委員会の決定事項及び日常業務の執行、方針の討議立案、緊急事項の処理にあたる。
2 執行委員会運営に必要な事項は別に定める。

第16条 この組合に組合員以外の者から書記をおくことができる。

第5章 役 員

第17条 この組合に次の役員をおく。

1 執行委員長 1名
2 執行副委員長 若干名

- 3 書記長 1名
- 4 書記次長 1名
- 5 執行委員 若干名
- 6 会計監査委員 2名

二 この組合の役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 執行委員長は、この組合を代表する。
- 2 執行副委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故ある時は、これを代行する。
- 3 書記長は、書記局の業務を統括する。
- 4 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故ある時はその業務を代行する。
- 5 執行委員は、書記局等の業務を分担する。
- 6 会計監査委員は、会計の監査を行ない、その結果を大会に報告する。

三 執行委員の中から、他団体への専従役員となる特別執行委員を置くことができる。

四 会計監査委員を除く各役員は、大会代議員、中央委員をかねることはできない。

第18条 役員の選出は全組合員による直接無記名投票を行い、投票者の過半数で決定する。

第19条 役員選出に必要な規定は別に定める。

第20条 役員の任期は1年とし、4月1日より3月31日までとする。ただし再選を妨げない。欠員を生じた場合は補充選挙を行う。補充された役員の任期は前任者の残り期間とする。

第21条 大会の委嘱によって若干名の顧問をおくことができる。

第6章 会計

第22条 この組合の経費は、組合費、大会または中央委員会で承認された臨時徴収費用、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第23条 組合費は定額とし、その額は大会で定める。組合費はその月末までに納入する。

第24条 特別の費用を必要とするときは、大会または中央委員会の承認により、臨時に徴収することが出来る。

第25条 一般会計のほか、必要に応じて特別会計を設ける。

第26条 会計年度は4月1日より、翌年の3月31日までとする。

第27条 会計報告は中央委員会と大会に対して行い、会計監査は大会に報告する。

第28条 会計処理についての規定は別に定める。

第7章 その他

第29条 この組合に規約および次の諸帳簿を備える。

組合員名簿、役員名簿、会計簿、財産目録、活動記録、その他必要な帳簿
議事録には議長の指名する署名委員の署名を必要とする。

第30条 この規約の施行について必要な規定は中央委員会で定める。

第31条 この組合は全日本教職員組合及び栃木県労働組合総連合に加入するものとする。

第32条 規約の改廃、上部団体への加入・脱退、この組合の解散、他の組合との統一に関わる大会発議は、全組合員による直接無記名投票を行い、全組合員の過半数によって決定する。

付則

- 1 この規約は1989年12月10日から施行する
- 2 1991年5月26日（全栃木県教職員組合第3回定期大会）一部改正。
- 3 1997年6月14日（全栃木教職員組合第9回定期大会）一部改正。
- 4 2004年5月29日（全栃木教職員組合第16回定期大会）一部改正。
- 5 2013年2月23日（全栃木教職員組合第25回臨時大会）一部改正。
- 6 2017年2月17日（組合員投票）一部改正。

